1ページ

パーキングパーミット制度の導入について

パーキングパーミット制度については、国土交通省が公表した「車いす使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」の中で、不適正利用の抑制に一定の効果があると報告されました。また、第50回推進会議にて報告しました、市内の車いす利用者用駐車施設調査の結果を踏まえ、パーキングパーミット制度の導入を決定しましたので、ご報告します。

１パーキングパーミット制度について

車いす使用者をはじめとする障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、ご本人またはご家族からの申請に対して、対象者に利用証を交付します。この利用証を対象者が、車いす使用者駐車区画に駐車する際にフロントガラスなどへ掲げることで、適正利用を周囲にＰＲし、不適正利用を抑止していく制度です。

２車いす使用者用駐車施設調査について

(1)調査結果

調査の結果、法令で定めた基準である１％を上回る車いす使用者用駐車区画の整備が行われていることがわかりました。一方で、基準を上回る整備が行われているにも関わらず、必要としている方からは、「車いす使用者用駐車区画に停めたくても実際に停められない」ことや「パーキングパーミット制度を導入し、目視で必要な人が停めていると分かれば、認知度も適切な利用者も増えていく」との声を頂いております。そこで、公共施設における車いす使用者用駐車区画を増設し、優先駐車区画（※）の確保を進めるとともに、適正な利用を図る目的でパーキングパーミット制度を導入することで、ハードとソフトの両面から環境を整備してまいります。

図　車いす使用者用駐車区画調査結果

（以下表。駐車区画数、車いす使用者用駐車区画数、優先駐車区画数、増設可能な車いす使用者用駐車区画数増設可能な優先駐車区画（＝車いす使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの、移動に配慮が必要な方向けの駐車区画のこと）数の公共と民間それぞれの数とそれらの合計の表。調査対象は公共＝市内の公共施設（区役所、地区センター、地域ケアプラザなど）。民間＝市内の民間施設（大規模小売店舗、スーパーマーケット、ドラッグストア等）、病院など）。）

駐車区画数→公共＝19,325、民間＝50,232、合計＝69,557

車いす使用者用駐車区画数→公共＝657（3.4％）、民間＝765（1.5％）、合計＝1,422（2.1％）

優先駐車区画数→公共＝125（0.6％）、民間＝218（0.5％）、合計＝343（0.5％）

増設可能な車いす使用者用駐車区画数→公共＝192、民間＝25、合計＝217

増設可能な優先駐車区画数→公共＝286、民間＝54、合計＝340

１ページエンド

２ページ

(2)民間事業者を対象としたヒアリングでの主な意見

・駐車台数そのものが少なく、車いす使用者用駐車区画の増設は難しい。

・実際に車いす使用者用駐車施設を必要とされている方の中には、外見ではわからない方もおり、適正に利用されているのか施設管理者のほうで判断することが難しい。一律のルールがないため、現場での運用が徹底できていない。

・パーキングパーミット制度を導入するのであれば、車いす使用者用駐車区画を必要としない方にも、制度を広報、啓発することが必要。

３パーキングパーミット制度導入について

(1)制度開始時期＝令和６年中

(2)利用証の発行対象者＝特定の障害者手帳交付者、介護保険認定者、難病患者等、妊産婦、けが人かつ歩行が困難である旨の申告のあった方を想定しています。

(3)申請方法＝所定のフォームによる電子申請又は申請書の郵送によるものし、対象者であることが確認できましたら、利用証を郵送します。

(4)利用証のイメージ＝障害者・高齢者等を対象とした（無期限）のものと、妊産婦・けが人等を対象とした（有期限）のものの２種類を想定しています。

（以下左に期間ありと右に期間なしの利用証イメージ図）

双方ともに車のミラーのあたりに引っ掛け、外からフロントガラスを覗けば見える仕様。

左の期間制限なしの利用証は白地に青い線で四角く枠を囲っている。上方には「横浜市障害者等用駐車区画利用証制度利用証」の黒文字

と、その下に黒の車いすマーク、内部障害者マーク、杖をつく人のマークが描かれている。さらにその下には、交付ナンバー。さらにその下に赤字の横浜市マークと黒字で「横浜市」の文字。

右の期間制限ありの利用証も白地。オレンジ色で線で四角く枠を囲っている。上方には「横浜市障害者等用駐車区画利用証制度利用証」の黒文字と、その下に松葉杖をつく人のマーク、ベビーカーを押す人のマーク、妊娠している人のマークが描かれている。その下には黒の四角い枠があり、枠内には「年」「月」と書かれている。さらにその下には期間なしの利用証と同様に、黒字で交付ナンバーと、さらにその下に赤字の横浜市マークと黒字で「横浜市」の文字。

４制度の周知について

制度導入前に関係団体へ説明を行っていくほか、チラシの配架、広報よこはま、SNS、専用アプリなどでお知らせします。また、障害者手帳や母子手帳の交付時、要介護認定等の更新時にご案内します。

あわせて、事業者にも働きかけを行い、ポスターの配布や制度へのご協力を依頼してまいります。

２ページエンド